

## 田舎館村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年1月12日(水) 午前8時58分から9時24分
- 2 開催場所 田舎館村役場3階「リハーサル室」
- 3 出席委員

### 農業委員(9名)

会長	10番	福士	眞規
会長職務代理者	1番	葛原	慶仁
委員	2番	菊地	卓朗
	3番	山本	久行
	4番	中山	静子
	5番	鈴木	穰
	6番	福原	義明
	7番	工藤	浩司
	8番	田澤	隆

### 農地利用最適化推進委員(6名)

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

4. 欠席委員(1名) 9番 白戸 陽平

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 竹内 哲也

事務局次長 佐藤 勝彦

## 7. 会議の概要

事務局 ただいまより、1月の定例総会を開催いたします。  
まず、はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長（会長あいさつ 以下略）

それでは、会議をはじめたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員9名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。2番の菊地卓朗委員と3番の山本久行委員を指名します。

書記には、事務局の竹内・佐藤の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について説明いたします。

今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が2件、賃貸借権設定が1件です。

【議案第1号、所有権移転の整理番号1・2、賃貸借権設定の整理番号1について説明】

3ページの所有権移転の整理番号1については、浅瀬石川の東橋から北東約120m～350mに位置する農地であります。

譲渡人が規模縮小するため、隣接地を所有する譲受人へ贈与するものであります。

次に、整理番号2については、垂柳地区の南側に隣接する農地であります。

これまでも、譲渡人は耕作しておらず、隣接地を所有する譲受人が草刈り等の管理を行っていた農地であります。今後も管理や耕作が困難であることから、譲受人が贈与により取得するものであります。

次に、4ページの賃貸借権設定の整理番号1については、大袋地区の北東約890mに位置する農地であります。

これまで、農業委員会を通して、別の人が耕作していましたが解約したため、近い場所を耕作する賃借人が借りるものであります。

以上、これらの案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

会長 議案の審議に入ります。  
議案第1号に対して、意見、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 無いようですので、議案第1号は議案のとおり決定することとします。  
次に、議案第2号に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条及び田舎館村農業委員会会議規則第10条により「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、推進委員の鈴木哲也委員は、審議終了までの退席をお願いします。

(鈴木哲也委員 退席 9 : 0 6)

議案に入ります。

議案第 2 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が 2 件、賃貸借権設定が 1 0 件です。

【議案第 2 号、所有権移転の整理番号 1・2、賃貸借権設定の整理番号 1～1 0 について説明】

6 ページの所有権移転の整理番号 1 については、前田屋敷地区から北西約 7 5 0 m に位置する農地であります。

譲渡人がりんごを主体に農業経営していくため、隣接地を耕作する譲受人が経営規模拡大のため取得するものであります。

整理番号 2 については、土矢倉地区から南西約 2 2 0 m に位置する農地であります。

譲渡人が父親から相続した農地ではありますが、自分で耕作しておらず、隣接地を耕作する譲受人が 5 年程前から耕作しているものであります。

既に譲受人が耕作しており、今後、譲渡人自ら耕作する意思もないため売買することになったものであります。

次に、7 ページの賃貸借権設定の整理番号 1 については、枝川地区の東側に隣接する農地と同じく枝川地区から西北西約 8 6 0 m に位置する農地であります。

期間満了を迎えたことから更新するものであります。

整理番号 2 については、J R 川部駅から北側約 4 6 0 m に位置する農地であります。

同じく、期間満了を迎えたことから更新するものであります。

整理番号 3 については、諏訪堂地区から南東約 4 6 0 m に位置する農地であります。

賃貸人がりんご主体の経営とし、飯米分の農地以外の耕作が困難となったことから、近い場所を耕作する賃借人が借受けるものであります。

次に、8ページの整理番号4については、境森地区から南西約560mに位置する農地であります。

期間満了を迎えたことから更新するものであります。

整理番号5については、田舎館地区から南東約900mに位置する農地であります。

これまで、別の人が耕作していましたが、来年からの耕作を止めたため、賃貸人からあっせんの申し出があり、マッチングにより、近い場所を耕作する賃借人が借りることとなったものであります。

次に、9ページの整理番号6については、枝川地区から北西約430mに位置する農地であります。

農地中間管理事業による設定であります。

整理番号7については、JA津軽みらい田舎館グリーンセンターから西側約570mに位置する農地であります。

農地中間管理事業による設定であります。

整理番号8については、東光寺地区から西側約550mと前田屋敷地区から北側約360mに位置する農地であります。

賃貸人が規模縮小するもので、農地中間管理事業による設定であります。

次に、10ページの整理番号9については、前田屋敷地区から北西約730mに位置する農地と、同じく前田屋敷地区から西北西約810mに位置する農地であります。

5年契約の期間満了による更新であります。

整理番号10については、境森地区から東側約640mに位置する農地であります。

期間満了による更新であります。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。  
議案第2号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第2号は議案のとおり決定することとします。

(鈴木哲也委員 着席9:13)

次に、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。

事務局より説明願います。

事務局 報告第1号について説明いたします。

【報告第1号について説明】

会長 次に、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について、農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり届出を受理したので報告するものであります。

事務局より説明願います。

事務局 報告第2号について説明いたします。

【報告第2号について説明】

会長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 無いようですので、報告第1号と第2号を終わります。  
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。  
ありがとうございました。

前記のとおり会議の次第を記録し、相違ないことを認証し署名押印する。

令和4年1月12日

田舎館村農業員会

会長

議事録署名者

委員

委員

福 士 真規 (福士)

菊 地 卓朗 (菊地)

山 本 久行 (山本)